

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三芳町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.8%
全職員	51.8%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	95.9%
本庁係長相当職	95.6%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7%
31～35年	95.7%
26～30年	90.1%
21～25年	86.8%
16～20年	89.9%
11～15年	88.7%
6～10年	91.2%
1～5年	79.7%

#### 【説明欄】

・勤続年数別1～5年においては、他自治体からの出向職員等が含まれており、その影響を除いた場合の男女の給与の差異は86.7%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。